

岐阜県公報

号外 (20) 平成二十六年四月一日

規則 次

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

(国際戦略推進課)

ページ
一

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十三号

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則
岐阜県規則第五十三号
岐阜県通訳案内士法施行細則(平成十八年岐阜県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「総合企画部国際課」を「商工労働部観光交流推進局国際戦略推進課」に改め、同条第六項第一号中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十六年四月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐 阜 文 芸 社